

整理番号:2-2

提言題名:超高齢化社会の緊急的な対応について

【提言の要旨】

1. 「ゴミ」集積所への持ち運びについて
  2. 災害発生に伴う避難場所について
- (令和4年5月受付)

【回答の要旨】

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろより市政へのご理解とご協力を賜りましてお礼申し上げます。

さて、市長への手紙につきまして、以下のとおり回答いたします。

1. 「ごみ」の集積所への持ち運びについて

高齢に伴い身体の不自由によりごみの持ち運びの困難な世帯について「市」の対策をお願いします。参考として、私の家では、現在のところ、何とか対応しております。ちなみに、ある市では市職員、地元の学生などの方が行っているとのことでもあります。

【回答】

取手市では、自らごみ集積所に搬出することが困難な高齢者・身体障害者等の世帯に対し、家庭ごみの訪問収集を行うことを目的として、取手市おもいやり収集事業を行っております。対象世帯及び対象となるごみの種別は以下のとおりになりますので該当する場合は、取手市役所環境対策課までお問い合わせください。

○取手市おもいやり収集事業実施要綱より一部抜粋

(対象世帯)

第2条 事業の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 市内に住所を有する世帯

(2) 次に掲げる者のみで構成されている世帯(単身世帯を含む。)であって、かつ、自ら家庭ごみを搬出することが困難であると認められる世帯

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)において要介護2以上に認定された者

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める2級以上の肢体不自由である者

ウ その他適正に家庭ごみを搬出することが困難であると市長が認める者

(3) 適正な家庭ごみの搬出について他の者の協力を得ることができない環境にあると認められる世帯

(対象となるごみの種別)

第3条 事業により収集する家庭ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物とする。

(環境対策課 令和4年5月回答)

## 2. 災害発生に伴う避難方法について

近年高齢者の自動車の交通事故が多発しています。かつ、運転免許について、やむを得ず返納している方も数多くなってきました。この中で、一世帯につき自家用車を所持されていない方の避難所への交通手段につき、「市」の対応をお願いします。

参考として、私の家では車は所持していません。前文につづき、私の場合、災害が発生したなら非常に不安です。もし、可能であれば市のコミュニティバス等活用されてはいかがでしょうか。

(※最後に上記①②とも、近所の方への協力体制につきましては、お互いに気づかれずのと、たのみにくい面があるので適切でないと考えられます。)

### 【回答】

お問い合わせいただきました内容につきまして、安全安心対策課より回答いたします。災害対策の基本として、第一に「自助」、第二に「共助」が重要と言われており、「自助・共助」でもどうすることもできない場合に「公助(市の対応)」ということになります。しかしながら、「自助・共助」で避難が難しい方がいらっしゃることもあるため、自力での避難所への避難が困難な方の輸送手段につきましては、市内の貸切りバス事業者と、災害時応援協定の締結に向け、協議を重ねているところでございます。

(安全安心対策課 令和4年5月回答)